

寄居町修学資金給与制度のお知らせ

寄居町教育委員会

高等教育を受けている対象者の方に、毎月5千円を給付します。

(保護者の方ではなく、生徒本人からの申請により、修学資金を援助する制度です。)

◎対象者 次のア・イのいずれにも該当する方

ア 現在、特別支援学校含む高等教育を受けている（留年をしていない）生徒

イ 寄居町に6ヶ月以上住んでいて、以下の条件のどれかに該当する世帯の方

該当条件	提出書類
①生活保護受給世帯	「生活保護受給証明書」の写しなど
②生活保護法による保護の廃止または停止	廃止・停止の通知の写し
③町民税が非課税の世帯	前年16歳以上の世帯全員の非課税証明など
④以下の保険料又は税金が減免された世帯 町民税、個人の事業税、固定資産税、国民年金の保険料、国民健康保険の保険税	減免または猶予の通知の写し
⑤児童扶養手当法による児童扶養手当を受給している世帯	受給者証の写し
⑥生活福祉資金貸付を受けた世帯	決定通知の写し
⑦上記以外で教育委員会が必要と認める世帯（例：家計急変世帯等）	教育委員会が必要と認める書類 ※①～⑥に当てはまらない場合は、同意書

* ②から⑥までについては、令和7年度または令和8年度においてその措置を受けた世帯

◎申請期間

4月認定を希望の場合：令和8年4月30日（木）締切

※これ以降も随時受け付けていますが、以下のとおりに認定しています。

毎月15日まで→申請した月分から認定	16日以降→申請した月の翌月分から認定
--------------------	---------------------

◎申請場所

寄居町役場5階 教育総務課

(郵送申請可。ただし、不備がある場合は、返却させていただきます)

◎提出書類（寄居町役場教育総務課、寄居町公式ホームページから取得できます）

①修学資金給与申請書

②在学証明書（町の書式に、在籍中の高等学校で証明を受けてください）

③同意書

④上記の該当条件に当てはまる提出書類 ※提出がないと認定できない場合があります

◎認定判断と認定後について

教育委員会で審査をして、申請者に結果を通知します。

認定された場合、7月・11月・2月の計3回在学証明書の提出が必要です。

提出月の前月末に、指定の様式を教育委員会から送付します。

期限までに提出がない場合、認定を取り消しますので、ご注意ください。

◎内容についての問い合わせ先

寄居町教育委員会 教育総務課

電話（代表）048-581-2121（内線511・512）

修学資金給与制度申請チェックリスト

申請書を提出する前に、必要書類が揃っているか、確認をしてください。

下記のもの1つでも不備があると、受付ができない場合がありますので、よく確認するようにしてください。

- 申請書（申請理由は記載していますか？）
- 該当条件に必要な提出書類の写しなど、用意できていますか？

※コピーができない場合は、教育総務課窓口を持参していただければ大丈夫です。

- 同意書（世帯全員の名前を、記載していますか？）
- 在学証明書（4月1日以降の日付になっていますか？）